

設計図書

- 1 補足説明書
- 2 図面

補 足 説 明 書

1. 工 事 名 称 大阪北摂霊園第2キュービクル（墓域系統）改修工事（建築）

2. 工 期 契約締結日から 令和7年12月19日 まで

3. 補足説明事項

- 1) 本工事は、秋のお彼岸期間中（9月13日（土）～9月23日（火））は工事を行わないこと。
※上記日程は予定であり、お盆期間及び秋のお彼岸期間等については、施設管理者と十分に協議を行うこと。
- 2) 本工事に起因する苦情処理については、受注者が誠意をもって速やかに対応すること。
- 3) 工事用進入路となる道路については、施設管理者と十分に協議をすること。
- 4) 工事用進入路は、散水、掃除等により防塵に努めること。なお、破損した場合は速やかに復旧すること。
- 5) 敷地周辺道路に工事関係車両を駐車させないこと。また、敷地内に駐車する場合についても施設管理者の指示に従うこと。
- 6) 工事用車両は高圧洗浄機で清掃の上、退出させること。
- 7) 施設の機能、執務、運営に支障のないように施設管理者と十分に協議をすること。
- 8) 振動、騒音の発生する工事等については、事前に施設管理者と協議を行い、了承を得ること。
- 9) 現場作業時間は原則として次による。但し、施設管理者及び監督員との協議により同意を得た場合においては、この限りでない。
（イ）土曜、日曜、祝日は作業しないこと。
（ロ）霊園の開園時間内での作業によるため、午前8時～午後4時30分までとする。
作業員及び現場監督員は午後4時45分までには霊園から退場するよう努めること。
なお、霊園の運営都合により、工事の一時休止を指示することがある。
- 10) 工事用水及び工事用電力を既存設備から使用する場合には、施設管理者と十分に協議をすること。また、設備の分岐等に要する費用及び使用した分の料金については、受注者の負担とし、工事完了後は現況に戻すこと。
- 11) 労働基準法に規定された法定労働時間を厳守すること。
- 12) 本工事により発生する産業廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、受注者の責任において適正に処理すること。
- 13) 受注者は産業廃棄物の処理に際して処理計画書等を作成し、監督職員・監督員の承諾を受け、完了後は処理報告書を作成し、確認を受けること。請負業者が産業廃棄物の収集・運搬または処分を処理業者に委託する際は、書面による委託契約をすること。その際、廃棄物処理の全過程を確認するため、請負者は「マニフェストシステム」を採用すること。
マニフェストの入手先 「公益社団法人 大阪府産業資源循環協会」 TEL 06-6943-4016
マニフェストの問合せ先 「大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課」 TEL 06-6210-9570
- 14) 請負者は産業廃棄物の搬出に伴い、処分地を随時現地確認すること。また、作業状況が確認できる現場写真を毎回必ず撮影すること。
- 15) 道路交通法の改正にあたり下記事項を厳守し、下請業者への周知徹底を図ること。
 - (1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (2) さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受けないこと。

(4)土砂等の搬出、搬入にあたり施工計画書を提出し、監督員の承諾を受けた後、施工計画書に基づいて施工を行うこと。

16) 建設業退職金共済制度について

(1) 受注者は建設業退職金共済制度に加入すること。

(2) 受注者は建退共掛金収納書届を工事契約締結日より1ヶ月以内及び証紙追加購入時に発注者に提出すること。

17) 建設工事保険等の加入期間は、工期末より1ヶ月後までとする。

18) 暴力団等の排除について

(1) 下請負人（受任者）通知書等の提出

元請負人は、下請け契約締結前に下請負人通知等について、下記資料を監督職員に提出しなければならない。

① 下請負人（受任者）通知書（一次下請）

② 下請負人（再委託）予定通知書（一次及び二次下請負人以降）

(2) 下請契約の締結等

元請負人は、受任者又は下請負人（二次下請以降の下請負人及び資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方を含む。以下「下請負人等」という。）との下請契約等の締結にあたっては、下請契約書に、建設工事請負契約書「第47条第1項第11号」に準じた暴力団等排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出

元請負人は、大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（以下、「暴力団排除措置規則」という。）第8条第1項に規定する誓約書を発注者へ提出しなければならない。

元請負人は、下請負人等がいる場合は、これらの者から暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書を、下請契約を締結する際に徴収して、発注者へ提出しなければならない。

19) 暴力団関係者からの不当な要求について

受注者は契約の履行に当たって暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、警察への届出及び発注者への報告（以下「届出等」という。）をしなければならない。

また、受注者のすべての下請業者が暴力団関係者等から不当な要求を受けた場合は、届出等をするよう当該下請業者に指導しなければならない。届出等がない場合は入札参加停止することがある。

20) 競合作業について

本工事は別途工事との競合作業「大阪北摂霊園第2キュービクル（墓域系統）改修工事（電気）」がある。競合作業については、安全対策をはじめとし、作業工程や材料手配等について、十分に協議、確認を行い、工事の円滑化に努めるとともに、協力して本工事を進めること。また、霊園敷地内では多岐にわたる修繕工事が行われるため、通行等には十分に注意すること。園内の通行は原則20kmでの走行を遵守すること。

21) バス利用者に配慮した仮設計画を行い、バス利用に支障をきたさないようにすること。また、バス運行会社とも適宜協議を行い、運行に支障をきたさないようにすること。

22) 材料の承認は、契約締結後速やかに現場調査等の上、施工図を作成し、監督員の承諾を得ること。

23) 適正な施工体制の確保について

受注者は工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者（建築工事業）を置かなければならない。

また、施工体系図を作成し、監督員に提出するとともに、工事現場の工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。

- 24) 本工事着手までに、建設工事保険及び業者損害賠償責任保険の双方に加入すること。なお、保険形態が年間契約である場合は、加入保険会社を通じて付保証明書を提出すること。
- 25) 請負契約締結後の請負代金内訳書の提出について
本工事については、細目別内訳書（各項目の明細の数量、金額まで記載した内訳書）を、工事着手時を目途に1部提出すること。書式については受注者作成のものとする。
なお、提出された内訳書の数量及び単価は、請負代金額の変更、部分払い金額の算定及び工事請負契約の解除に伴う出来高清算額の算定等において、発注者及び受注者を拘束しないものとする。
- 26) 工事書類は遅滞なく提出すること。
- 27) 第三者に及ぼした損害にかかる説明事項（事前調査なし）
（工事請負契約書第28条第3項の運用補足説明事項）
本工事施工にあたって受注者が現地状況等から事前調査が必要と思われる場合は、受注者（複数の場合はその代表受注者）にて調査を行なうこと。事前調査を委託する場合、委託先は大阪府に入札参加資格登録している補償コンサルタントとする。
- 28) 本工事では、契約金額に関わらず現場代理人は現場に常駐とする。
- 29) 建設業許可業種等に係る建設業法の解釈について
元請負人及び全ての下請負人は、当該工事において、工事の一部を下請負人に請負わず場合は、軽微な工事（建築一式：1500万円未満、その他：500万円未満）を除き、当該工事に係る建設業の許可を得た下請負人としてとし、必要な許可業種については、「建設業許可事務ガイドラインについて」を参照すること。（<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001860019.pdf>）
許可業種が建築工事業（建築一式工事）及び土木工事業（土木一式工事）のみの場合は、実質的な関与が不明確になるため原則下請負人とししないこと。
ただし、注文者が材料を支給する場合は、当該下請契約金額に支給材料の市場価格（運送費含む）を加えた額をもって、「軽微な工事」に該当するかを判断すること。
また、下請負人の主任技術者の専任が必要となる基準額「4,500万円以上」の判断についても上記と同じように請負代金に支給材料等を加えた額とすること。
なお、必要となる建設業許可について不明な点がある場合には、大阪府都市整備部住宅建築局建築振興課に確認すること。
- 30) 工事請負金額500万円以上の工事の受注者は、工事実績情報システム（CORINS）入力システム（（一財）日本建設情報総合センター）により、工事実績データを入力し、監督職員の確認を受けたのち、工事実績を登録するとともに、「登録内容確認書（工事実績）」の写しを監督職員に提出すること。

大阪北摂霊園第2キュービクル（墓域系統）更新工事（建築）

建築	
図面番号	図面名称
A-00	表紙・図面リスト
A-01	特記仕様書
A-02	幹線設備 現況平面図、案内図
A-03	設備 平面図(改修)
A-04	幹線設備 系統図(改修) 工事区分図
A-05	幹線リスト(改修)
A-06	道路部分 アスファルト撤去・改修図
A-07	新設部分 配置平面図・断面詳細図
A-08	新設部分 部分詳細図
A-09	構造部分詳細図
A-10	標準施工図(1)

大阪北摂霊園第2キュービクル（墓域系統）更新工事（建築） 工事仕様書

I 工事概要

- | | |
|---------|----------------------------|
| 1. 工事場所 | 大阪府箕面市粟生間谷 地内 |
| 2. 敷地面積 | |
| 3. 工事種目 | 受電設備の基礎新設工事 及 ハンドホール新設配管工事 |

Ⅱ 建築工事仕様

- ## 1. 共通仕様
- (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」（令和4年版）、「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）」（令和4年版）（以下、「標準仕様書」という。）による。
- ## 2. 特記仕様
- (1) 項目は、○印の付いたものを選択する。
- (2) 特記事項は、①の付いたものを選択する。
○印の付かない場合は、※印の付いたものを選択する。
○印と①の付いた場合は、共に適用する。
- (3) 特記事項に記載の()内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
- (4) 特記事項に記載の(別図-)は、標準仕様書の「別図 各部配筋」の当該項目を示す。
- (5) 特記事項に記載の(別図2-)は、標準仕様書の「別図2 ボルト取組及び吊接継手の腕先形状」の当該項目を示す。
- (6) **G**印は、「国等による標準物品等の調達に关する法律」(以下「グリーン購入法」という。)の特定調達品目を示す。

1
一般共通事項

○ 適用基準等

○ 施工条件

○ 材料の品質等

○ 技能士

○建築工事標準詳細図
・工事写真の撮り方（改訂第二版）
○建築物解体工事共済仕様書・周解説
・適用する

国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課監修（平成22年版）
建設大臣官庁官庁営繕部監修
国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修（平成18年版）

下記以外は現場説明書による。
○工事用車両の駐車場所
○資機材置場
○建設発生土仮置場
・

※図示
※図示
※図示
※図示

（1.4.2）
本工事に使用する材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、J S 及び J A S マーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の（1）から（6）の事項を満たすものとする。
1）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
2）生産履歴及び性能の管理が適切に行われていること。
3）安定的な供給が可能であること。
4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
6）販売、保守等の営業体制が整えられていること。
なお、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料、又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承認を受けるものとする。ただし、あらかじめ監督職員の承認を受けた場合はこの限りではない。
また、備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督職員の承認を受けると。

（1.5.2）

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	どび	・とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	○鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工	○型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	○コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	・構造物鉄工作業
	どび	・とび作業
コンクリートロープウェー架設工事	アローウェイ架設施工	・コンクリートロープ工事作業
防水工事	防水施工	・エポキシ樹脂防水工事作業 ・アクリル系塗膜防水工事作業 ・ポリウレタン系塗膜防水工事作業 ・合成ゴム系防水工事作業 ・塩化ビニール系防水工事作業 ・セメント系防水工事作業 ・シーリング防水工事作業 ・アスファルトシート防水工事作業 ・FRP防水工事作業
石工事	石材施工	・石張り作業
タイル工事	タイル張り	・タイル張り作業
木工事	建築大工	・大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	・内外装板金作業
	スレート施工	・スレート工事作業
金属工事	内装仕上施工	・鋼製下地工事作業
	建築板金	・内外装板金作業
左官工事	左官	・左官作業
建具工事	サッシ施工	・ヒューズ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
	自動ドア施工	・自動ドア工事作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・金属製カーテンウォール工事作業
	サッシ施工	・ヒューズ施工作業
	ガラス施工	・ガラス工事作業
塗装工事	塗装	・建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	・アクリル系床仕上げ工事作業 ・カーペット系床仕上げ作業 ・フローリング仕上げ工事作業
	表装	・壁装作業
排水工事	配管	・建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	○路盤アクリルカラー工事作業 ・加熱アクリルマーカー工事作業
植栽工事	造園	・造園工事作業
		・

（1.5.9）

1

完成時の提出図書

完成図

原図のサイズ ・ A1 ・ A3

種類及び記入内容 ※標準仕様書表1.7.1のうちの監督職員が指示するもの。

完成図のデータの提出 ○適用する(DF)

安全に関する資料 (提出部数 ※各2部 ・) (1.7.1)(1.7.3)

施工図及び施工計画書

施工図及び施工計画書として、次のものを提出する。 (1.7.2)

鉄筋配筋図 (納まり図含む)

コンクリート躯体図

鉄骨製作図

カーテンウォール製作図

カーテンウォール施工計画書

本工事に係る施工図及び施工計画書の著作権者の権利は、当該建物における使用に限り、発注者に移譲するものとする。

提出部数は、施工図の原図及びその複写図(1部)とする。ただし、製作図等が原図として提出が出来るものは、原図に代わるものとしてよい。

2

仮設工事

足場その他

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」(厚生労働省平成21年4月)によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さな及び幅木の機能を有するものを設置するものとする。

※設ける (規模及び仕上げの程度、並びに設置する備品等の種類及び数量は現場説明書による。) (2.2.4)

※設けない

3

土工事

虚戻し及び盛土

種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土 G (3.2.3)(表3.2.1)

C種の場合 (建設発生土受入量 () m³発生場所:)

※構外搬出適切な処理

構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理する (3.2.5)

・構内指定場所に敷き均し

・構内指定場所にたい積

建設発生土の処理

4

地盤工事

砂利地盤

材料 ※再生クラッシュラン G ・ 切込砂利及び切込砕石 (4.6.2)

施工箇所 ※建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下(ヒット下を除く) (4.6.5)

床下防湿層

5

鉄筋工事

鉄筋の種類

鉄筋の種類 (5.2.1)(表5.2.1)

種類の記号

呼び名(mm)

※SD355A

D16以下

※SD355

D19以上

・

・

溶接金網

種類 ※溶接金網 ・ 鉄筋格子 (5.2.2)

形状等

網目の形状、寸法、鉄線の径(mm)

使用部位

ワイヤメッシュ 6φ 150×150

既存ハンドホール補修部分

鉄筋の継手

継手方法等 (5.3.4)(5.5.3)

部位

継手方法

呼び名(mm)

柱、梁の主筋

※ガス圧接 ・ 機械式継手

その他

※重ね継手

鉄筋のかぶり厚さ

標準仕様書表5.3.6によるかぶり厚さは目地番から算定する。 (5.3.6)

帯筋

組立の形の種別 ※I形

一般壁 ・ A形 ※B形 ・ 図示

耐震壁 ※図示

圧接完了後の試験

抜取り試験 ※超音波探傷試験 ・ 引張試験 (5.4.9)

6

コンクリート工事

コンクリートの強度

普通コンクリートの設計基準強度 (6.2.2)(表6.2.4)

設計基準強度 F_c(N/mm)²

スラブ

適用範囲

・ 21

・

○ 24

○ 15

キュービクル基礎

軽量コンクリートの設計基準強度 (6.2.2)(表6.2.4)

設計基準強度 F_c(N/mm)²

スラブ

適用範囲

・ 21

・

・

レディミキストコンクリートの種類

種類 ※Ⅰ類 ・ Ⅱ類 (6.2.1)(6.4.1~2)(表6.2.1)

セメント

種類 (6.3.1)(6.3.2)(表6.3.1)

※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種

普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210に示された規定の他、水和熱が70℃以下、32J/g以下、かつ28日目で40J/g以下のものとする。

高炉セメントB種 G

フライアッシュセメントB種 G

骨材

骨格材及び混合骨格材 (6.3.1)

フェノールスラグ骨格材 G 使用部位 ()

銅スラグ骨格材 G 使用部位 ()

電気炉酸化スラグ骨格材 G 使用部位 ()

砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分 ※A ・ B (6.3.1)

砕石及び砕砂のアルカリシリカ反応性による区分 ※A ・ B (6.3.1)

混和材料

※混和剤 ・ 混和材 (6.3.1)(表6.3.2)

・ 軽量コンクリート

種別等 (6.4.1)(表6.4.1)

種別

所要気乾単位容積質量 (t/m)³

適用箇所

20	○無筋コンクリート	適用箇所 ※G 14 1による 設計基準強度 ※18 (N/mm ²)	(G 14 1) (G 14 3)
	○コンクリートの仕上り	部材の位置及び断面寸法の許容差 ※表6 2 3 による ・ (適用箇所) 仕上りの平たんさ ※標準仕様書表6 2 5 による ・ (適用箇所) 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (G 2 9 (G 6 6 (G 8 3 (表6 2 4	(G 2 5 (表6 2 3 (G 2 5 (表6 2 5 (G 2 9 (G 6 6 (G 8 3 (表6 2 4
21	○フェンス	フェンスの種類 ・ビニル被覆エキスバンドフェンス ○樹脂塗装メッシュフェンス ・鋼管フェンス 高 さ ○図示	
	○フェンス	フェンスの種類 ・ビニル被覆エキスバンドフェンス ○樹脂塗装メッシュフェンス ・鋼管フェンス 高 さ ○図示	
22	・路床	路床の構成 ・遮断層 厚さ (mm) ※150 ・凍上抑制層 厚さ (mm) ※150 ・フィルター層 厚さ (mm) 車道部 ※150 歩道部 ※50 路床安定処理 ・行方 ※添加材料 () ・ジオテキスタイル 単位面積質量 60g/m ² 以上 厚さ (mm) Q 5~1.0 引張強さ 98N/5mm (10kgf/5cm) 以上 透水係数 1.5×10 cm/sec 以上 盛土に用いる材料 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土 (G) 試験 ・路床土の支持力比 (CBR) 試験 ・路床の締固め度の試験 ・砂の粒度試験	(22 2 2) (22 2 2~3 (表22 2 2 (22 2 3 (表3 2 1 (22 2 5 (22 3 2~3 (表22 3 1 (表22 3 2
	○路盤	路盤の種類 ・遮断層 厚さ (mm) ※150 ・凍上抑制層 厚さ (mm) ※150 ・フィルター層 厚さ (mm) 車道部 ※150 歩道部 ※50 路床安定処理 ・行方 ※添加材料 () ・ジオテキスタイル 単位面積質量 60g/m ² 以上 厚さ (mm) Q 5~1.0 引張強さ 98N/5mm (10kgf/5cm) 以上 透水係数 1.5×10 cm/sec 以上 盛土に用いる材料 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・建設汚泥から再生した処理土 (G) 試験 ・路床土の支持力比 (CBR) 試験 ・路床の締固め度の試験 ・砂の粒度試験	(22 2 2) (22 2 2~3 (表22 2 2 (22 2 3 (表3 2 1 (22 2 5 (22 3 2~3 (表22 3 1 (表22 3 2
23	○アスファルト舗装	舗装の種類 ・カラー舗装 ・コンクリート舗装 ・透水性アスファルト舗装 ・排水性アスファルト舗装 ・インターロッキングブロック舗装 ・転圧コンクリート舗装 ・コンクリート平板舗装 ・礫石 車道部の基層 ・無し ・有り カラー舗装の種類 ※表層に着色した加熱アスファルト混合物 ・表層の上に着色舗装又は樹脂系混合物 ・表層の上に常温塗布式舗装 又は二コート工法による樹脂系舗装 アスファルト ○再生アスファルト (G) ・ストレートアスファルト 骨 材 ※砕石 ・アスファルトコンクリート再生骨材 (G) 加熱アスファルト混合物等の種類 表 層 ○超粒度アスファルト混合物 (13 ・細粒度アスファルト混合物 (13 基 層 粗粒度アスファルト混合物 (12) シーコート施工 ・行方 試験 ・アスファルト混合物等の抽出試験	(22 4 2~3 (表22 4 1 (22 4 3 (22 4 4 (表22 4 5 (22 4 5 (22 4 6
	○アスファルト舗装	舗装の種類 ・カラー舗装 ・コンクリート舗装 ・透水性アスファルト舗装 ・排水性アスファルト舗装 ・インターロッキングブロック舗装 ・転圧コンクリート舗装 ・コンクリート平板舗装 ・礫石 車道部の基層 ・無し ・有り カラー舗装の種類 ※表層に着色した加熱アスファルト混合物 ・表層の上に着色舗装又は樹脂系混合物 ・表層の上に常温塗布式舗装 又は二コート工法による樹脂系舗装 アスファルト ○再生アスファルト (G) ・ストレートアスファルト 骨 材 ※砕石 ・アスファルトコンクリート再生骨材 (G) 加熱アスファルト混合物等の種類 表 層 ○超粒度アスファルト混合物 (13 ・細粒度アスファルト混合物 (13 基 層 粗粒度アスファルト混合物 (12) シーコート施工 ・行方 試験 ・アスファルト混合物等の抽出試験	(22 4 2~3 (表22 4 1 (22 4 3 (22 4 4 (表22 4 5 (22 4 5 (22 4 6
24	○断きよ、縁石、側溝	コンクリート縁石、側溝 種 類 縁石 形状、寸法 図示による	
	○路面表示用塗料	(JIS K 5665 (路面表示用塗料) による) 種 類 施 工 適 用 色 ・1種 (G) 常 温 液 状 ※白 ・2種 (G) 加 熱 ※ 3種 1号 溶 融 粉 体 状 幅 (mm) ※150 塗布厚さ (mm) ※1.0 揮発性有機溶剤の含有率 塗料総質量に対して 5%以下	

1) 耐震措置の計算及び施工方法について、標準仕様書、改修標準仕様書、標準図及び、図面に記載なきものは、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）」による。

2) 次の設計用水平震度及び鉛直震度により、据付ボルト・アンカーボルトなどの耐震性能を確認し、監督職員の承認を受ける。

イ) 設計用水平震度

機 器 種 別	○ 特 定 の 施 設		● 一 般 の 施 設	
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上・塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
防振設置機器	2.0	2.0	2.0	1.5
水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
中 間 階	1.5	1.0	1.0	0.6
防振設置機器	1.5	1.5	1.5	1.0
水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
地 階 ・ 1 階	1.0	0.6	0.6	0.4
防振設置機器	1.0	1.0	1.0	0.6
水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6

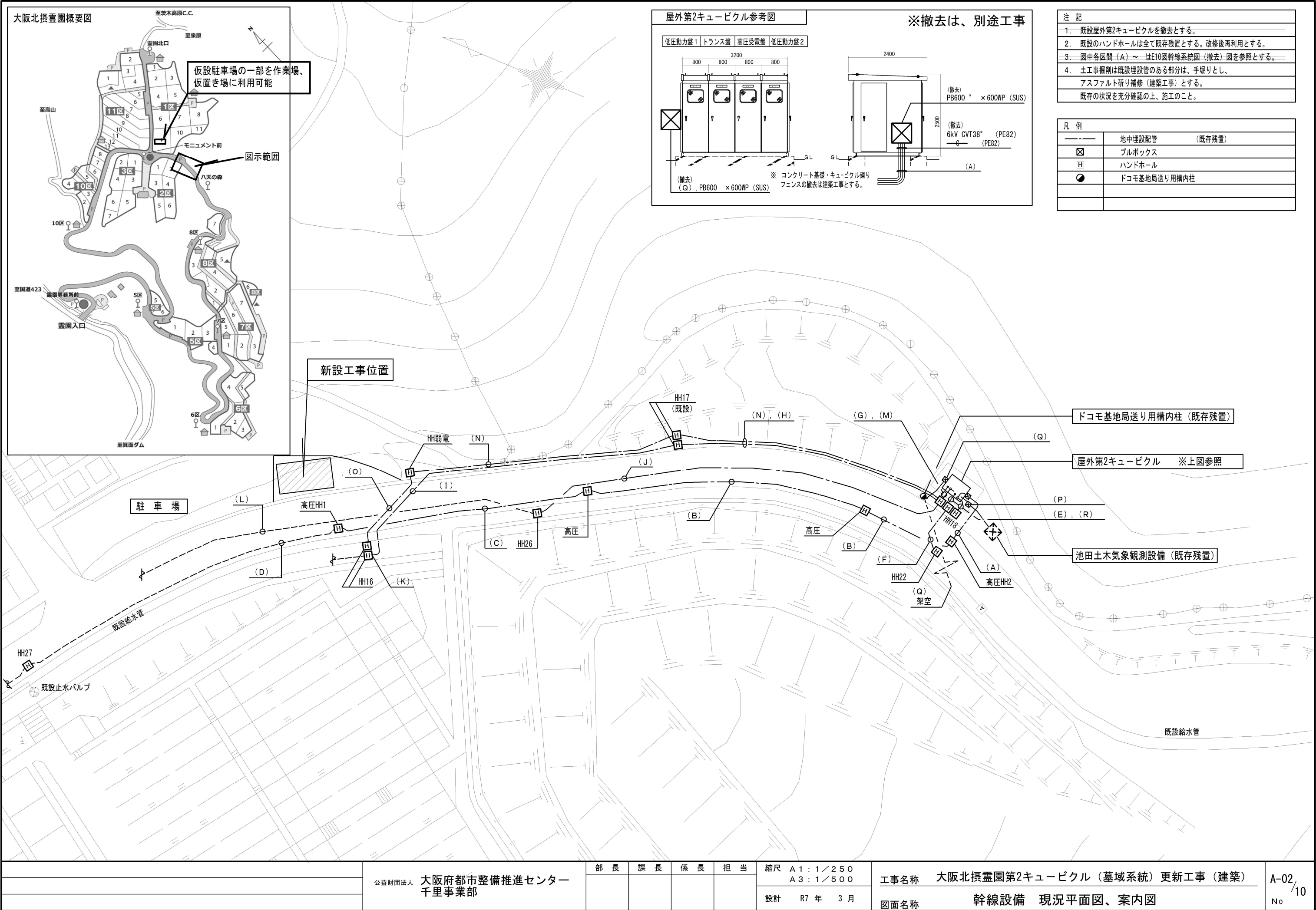
上層階・中間階の定義は次の通りとする。

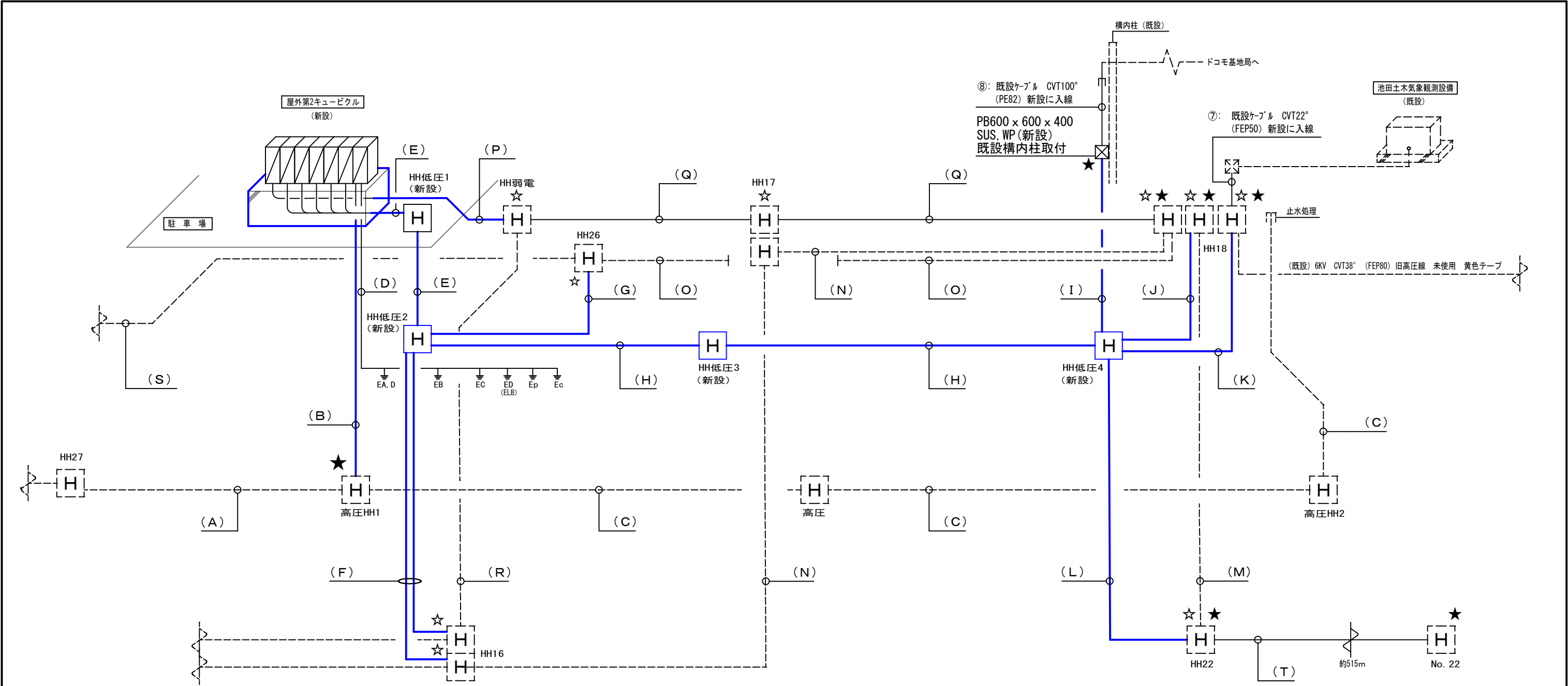
上層階：2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階

中間階：地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの

重要機器は、図示による。

ロ) 鉛直震度は、水平震度の1/2とする。





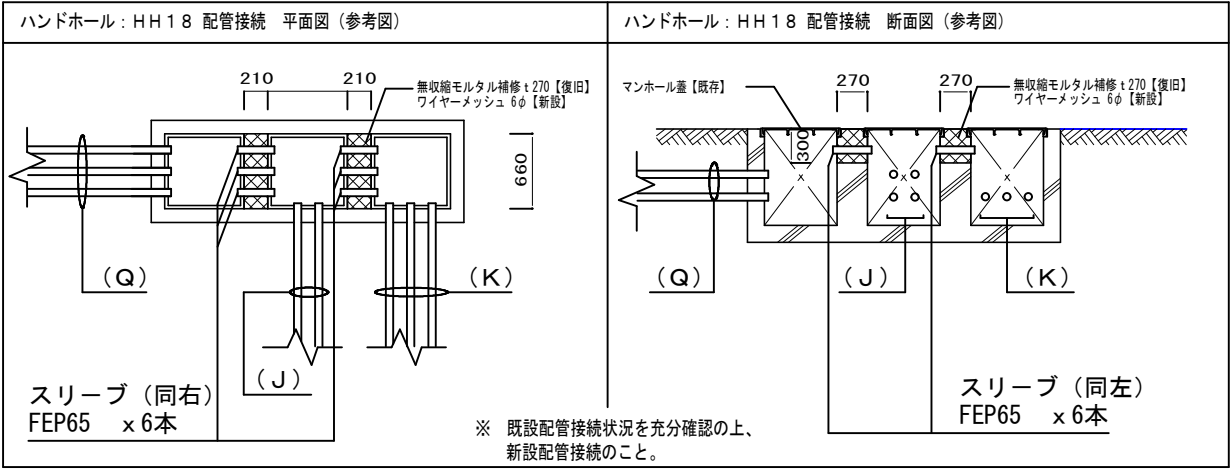
注 記

1. 図中 各区間 (A) ~ はE06幹線リスト (改修)・E07幹線平面図 (改修) 図を参照のこと。
2. ケーブル切断は工事監督員立ち合いのもと実施すること。
3. 非常電話のケーブルを切断する際はインターホンの動作を確認すること。
4. その他の注記は幹線平面図 (改修) 図を参照のこと。
5. ハンドホール内の配線にはアクリルエッチングにて銘板を取り付けること。
6. 新設する予備配管には呼び線 (IV2.0) を入線のこと。
7. 道路内で工事をする期間中は交通誘導員を1日に3名配置すること。

凡 例

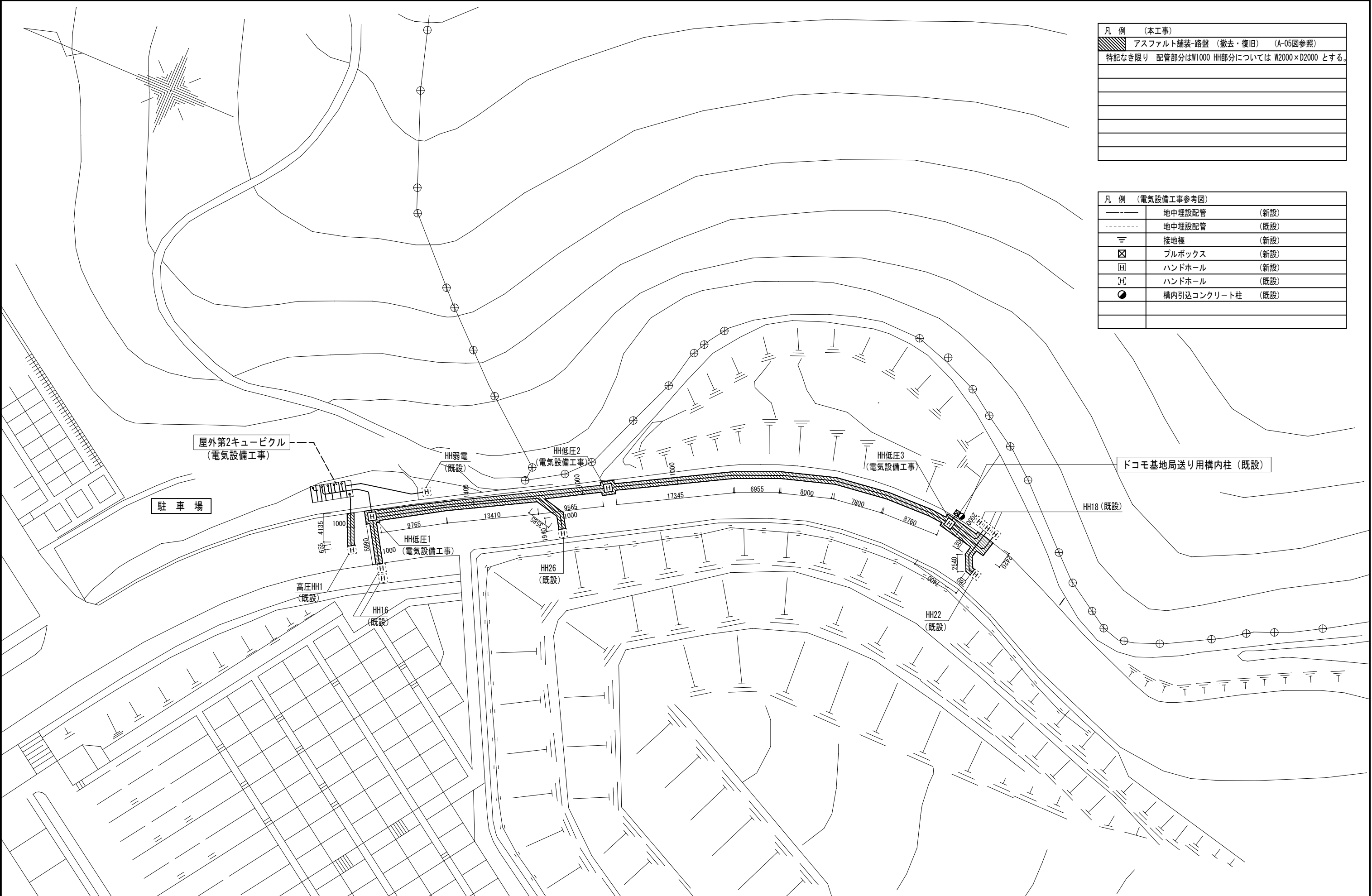
	ハンドホール (実線) : 新設	HH2-9・蓋600φ・耐荷重20ton (建築工事)
	ハンドホール (破線) : 既設	
	配管・新設 (建築工事) 、 配線 (電気工事)	
	配管・配線 : 新設 (電気工事)	
	配管・配線 : 既設	
☆	既設ハンドホール 配管接続貫通補修部分 (止水処理共)	
★	既設ケーブル, 新設ケーブル接続部分 (ケーブル接続材は防水・レジン注入式とする)	

系統図 (改修)



配管配線リスト						
系統図・平面図 (改修)	ケーブル (電気工事)		配 管 (建築工事)		行 先	
(A)	① 6KV EM-CET38°	既設	(FEP65)	既設	高圧	
	——C——	既設	(FEP65)	既設	予備	
(B) 土工事掘削 本工事(手掘り)	① 6KV EM-CET38°	(新設)	(FEP80)	(新設)	高圧	
	——C——	-	(FEP80)	(新設)	予備	
(C)	——C——	-	(FEP65)	既設	予備	
	——C——	-	(FEP65)	既設	予備	
(D) 土工事掘削 本工事(機械堀)	E38° x 1	(新設)			EA, D	
	E60° x 1	(新設)			EB	
	E38° x 1	(新設)			EC	
	E38° x 1	(新設)			ED (ELB)	
	E5. 5° x 1	(新設)			Ep	
	E5. 5° x 1	(新設)			Ec	
(E) 土工事掘削 本工事(手掘り) アスファルト研り 補修は建築工事	② CV14° -3C	既設引抜きケーブルを新設配管に入線	(FEP50)	(新設)	NoI予備電源盤 八天OP～モニメント仮設電源盤	
	③ CV38° -3C	既設引抜きケーブルを新設配管に入線	(FEP50)	(新設)	3φ3W440V 北及び北口休憩所	
	④ EM-CET38°	既設引抜きケーブルを新設配管に入線	(FEP50)	(新設)	3φ3W440V 八天の森OB-給水ポンプ場	
	⑤ EM-CET60°	既設引抜きケーブルを新設配管に入線	(FEP65)	(新設)	中央休憩所	
	⑦: CVT38°	(新設)	(FEP50)	(新設)	池田土木気象観測設備	
	⑧: CVT100°	(新設)	(FEP80)	(新設)	ドコモ基地局	
	⑨: CV3. 5° -2C	(新設)	(FEP30)	(新設)	階段給水槽	
	⑨-ア: CV3. 5° -2C	(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御電源 中央キュービクル-階段基域槽T/U盤	
	⑨-イ: CV3. 5° -2C	(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御電源 中央キュービクル-階段基域槽T/U盤	
	⑨-ウ: CV3. 5° -2C	(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御電源 中央キュービクル-八天の森T/U盤	
	⑩: CV22° -4C	(新設)	(FEP50)	(新設)	7区8区休憩所	
	⑪: CV38° -4C	(新設)	(FEP65)	(新設)	5区6区休憩所	
	⑫: CV22° -3C	(新設)	(FEP50)	(新設)	AC440V中央キュービクル-階段中継分電盤	
	——C——		(FEP80)	(新設)	予備	
	——C——		(FEP80)	(新設)	予備	
	——C——		(FEP80)	(新設)	予備	
(F) 土工事掘削 本工事(機械堀)	② CV14° -3C	既設引抜きケーブルを新設配管に入線	(FEP50)	(新設)	NoI予備電源盤 八天OP～モニメント仮設電源盤	
	③ CV38° -3C	既設引抜きケーブルを新設配管に入線	(FEP50)	(新設)	3φ3W440V 北及び北口休憩所	
	④ EM-CET38°	既設引抜きケーブルを新設配管に入線	(FEP50)	(新設)	3φ3W440V 八天の森OB-給水ポンプ場	
(G) 土工事掘削本工事 (機械堀) アスファルト研り 補修は建築工事	⑤ EM-CET60°	既設引抜きケーブルを新設配管に入線	(FEP65)	(新設)	中央休憩所	
	——C——		(FEP80)	(新設)	予備	
(H) 土工事掘削 本工事(機械堀) アスファルト研り 補修は建築工事	⑦: CVT38°	(新設)	(FEP50)	(新設)	池田土木気象観測設備	
	⑧: CVT100°	(新設)	(FEP80)	(新設)	ドコモ基地局	
	⑨: CV3. 5° -2C	(新設)	(FEP30)	(新設)	階段給水槽	
	⑨-ア: CV3. 5° -2C	(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御電源 中央キュービクル-階段基域槽T/U盤	
	⑨-イ: CV3. 5° -2C	(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御電源 中央キュービクル-階段基域槽T/U盤	
	⑨-ウ: CV3. 5° -2C	(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御電源 中央キュービクル-八天の森T/U盤	
	⑩: CV22° -4C	(新設)	(FEP50)	(新設)	7区8区休憩所	
	⑪: CV38° -4C	(新設)	(FEP65)	(新設)	5区6区休憩所	
	⑫: CV22° -3C	(新設)	(FEP50)	(新設)	AC440V中央キュービクル-階段中継分電盤	
	——C——		(FEP80)	(新設)	予備	
	——C——		(FEP80)	(新設)	予備	
	——C——		(FEP80)	(新設)	予備	
(I)(手掘り) 土工事掘削本工事	⑧: CVT100°	(新設)	(FEP80)	(新設)	ドコモ基地局	
(J) 土工事掘削本工事 (手掘り) アスファルト研り 補修は建築工事	⑨: CV3. 5° -2C	(新設)	(FEP30)	(新設)	階段給水槽	
	⑨-ア: CV3. 5° -2C	(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御電源 中央キュービクル-階段基域槽T/U盤	
	⑨-イ: CV3. 5° -2C	(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御電源 中央キュービクル-階段基域槽T/U盤	
	⑨-ウ: CV3. 5° -2C	(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御電源 中央キュービクル-八天の森T/U盤	

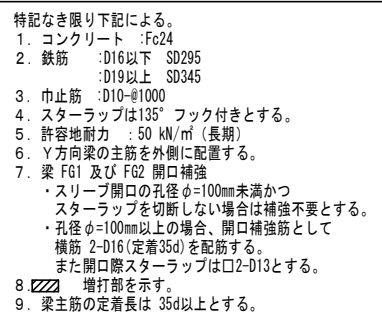
配管配線リスト						
系統図・平面図 (改修)	ケーブル (電気工事)		配 管 (建築工事)		行 先	
(K) 土工事掘削本工事 (手掘り)	⑦: CVT38°	(新設)	(FEP50)	(新設)	池田土木気象観測設備	
	⑫: CV22° -3C	(新設)	(FEP50)	(新設)	AC440V中央キュービクル-階段中継分電盤	
	——C——	-	(FEP65)	(新設)	予備	
(L) 土工事掘削本工事 (手掘り)	⑩: CV22° -4C	(新設)	(FEP50)	(新設)	7区8区休憩所	
	⑪: CV38° -4C	(新設)	(FEP65)	(新設)	5区6区休憩所	
アスファルト研り 補修は建築工事						
(M)	——C——	既設	(FEP65)	既設	予備	
	——C——	既設	(FEP80)	既設	予備	
(N)	——C——	既設	(54)	既設	予備	
	——C——	既設	(54)	既設	予備	
(O)	——C——	既設	(FEP65)	既設	予備	
	——C——	既設	(FEP80)	既設	予備	
土工事掘削 本工事（機械堀） アスファルト研り 補修は建築工事	⑥-1 L-4E5AT	(新設)	(FEP30)	(新設)	第2CB - A3アンテナ	
	⑥-2 VCT0.75-4C	(新設)	同上管内	-	第2CB - A3アンテナ	
	エ CPEVS1.2-5Pr	(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御 中継制御盤 - 管理事務所表示盤	
	オ CPEVS1.2-5Pr	(新設)	同上管内		水道管理制御 中継制御盤 - 階段中継動力盤	
	カ CPEVS1.2-5Pr	(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御 中継制御盤 - 階段基域槽T/U盤	
	キ CPEVS1.2-5Pr	(新設)	同上管内	-	水道管理制御 中継受水槽T/U盤 - 中継制御盤	
	ク CPEVS1.2-5Pr	(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御 中継制御盤 - 八天の森T/U盤	
	ケ CPEVS1.2-5Pr	既設引抜きケーブルを新設配管に入線	同上管内	-	水道管理制御 中継受水槽T/U盤 - 中継制御盤	
	——C——		(FEP50)	(新設)	予備	
	——C——		(FEP50)	(新設)	予備	
	土工事掘削 本工事（手掘り）	⑥-1 L-4E5AT	(新設)	(FEP30)	(新設)	第2CB - A3アンテナ
⑥-2 VCT0.75-4C		(新設)	同上管内		第2CB - A3アンテナ	
エ CPEVS1.2-5Pr		(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御 中継制御盤 - 管理事務所表示盤	
オ CPEVS1.2-5Pr		(新設)	同上管内		水道管理制御 中継制御盤 - 階段中継動力盤	
カ CPEVS1.2-5Pr		(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御 中継制御盤 - 階段基域槽T/U盤	
キ CPEVS1.2-5Pr		(新設)	同上管内		水道管理制御 中継受水槽T/U盤 - 中継制御盤	
ク CPEVS1.2-5Pr		(新設)	(FEP30)	(新設)	水道管理制御 中継制御盤 - 八天の森T/U盤	
——C——		既設	(FEP65)	既設	予備	
——C——		既設	(FEP80)	既設	予備	
(R)		——C——	既設	(FEP65)	既設	予備
	——C——	既設	(FEP80)	既設	予備	
(S)	⑤ EM-CET60°	既設	(FEP65)	既設	中央休憩所	
	——C——	既設	(FEP80)	既設	予備	
(T)	⑩: CV22° -4C	既設	(H1VP100)	既設	7区8区休憩所	
	⑪: CV38° -4C	(新設)	(H1VP100)	既設	5区6区休憩所	



凡 例 (本工事)		
	アスファルト舗装-路盤 (撤去・復旧)	(A-05図参照)
特記なき限り 配管部分はW1000 HH部分については W2000×D2000 とする。		

凡 例 (電気設備工事参考図)		
	地中埋設配管	(新設)
	地中埋設配管	(既設)
	接地極	(新設)
	プルボックス	(新設)
	ハンドホール	(新設)
	ハンドホール	(既設)
	構内引込コンクリート柱	(既設)

アスファルト舗装詳細図		1:20	キュービクル基礎廻り詳細図 メッシュフェンス詳細図（支柱スリーブ設置） ※フェンス工事は別途工事とする				1:20	
詳細の仕様については、既存部分確認の上、同等のものを使用すること		朝日スチールフェンス メッシュフェンス UNフェンス H1800 丸パイプ柱 UN-A1800S 同等品以上 門扉部分 UNフェンス H1800 丸パイプ柱 UN-A1800 W1500 1か所 同等品以上 ※門扉 埋込み長さ 350 フェンス部 埋込み長さ 300以上 確保のこと 特記事項 門扉・フェンス基礎 支柱設置用 スリーブ設置 16か所（門扉支柱含む） カネソウ 600φマンホール（簡易防水・防臭形）ノンスリップタイプ MKXY-2N 同等品以上						
緑石詳細図		1:10	スリーブ参考図		1:30	外観参考図		1:30
コンクリート境界ブロックはJIS A5371(プレキャスト無筋コンクリート製品)の道路用境界ブロックとする。		※地中部分のスリーブについてはつば付スリーブとする。		スリーブ径 ● φ125φ×11		※ 展開記号は 構造部分詳細図による		
コンクリート設計基準強度 Fc=18N/mm スランプ15cmとすること。		※鉄筋を切断しないようスリーブを配置し、被り厚50を確保して施工すること。		○ φ100φ×6				
目地モルタル(セメント1:砂2)、目地巾10mm		鉄筋を切断する必要がある場合は、監督職員を協議の上、補強等を行うこと。		人通孔 φ600φ×1				
曲り部で規格半径 (R) 以外のものは現場打ちコンクリートとする。		※スリーブ間にコンクリートが隙間なく密実に打設できるよう十分に注意してコンクリートの施工を行うこと。						
詳細の仕様については、既存部分確認の上、同等のものを使用すること								



特記なき限り

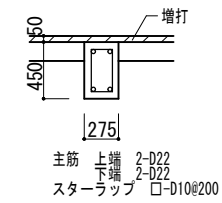
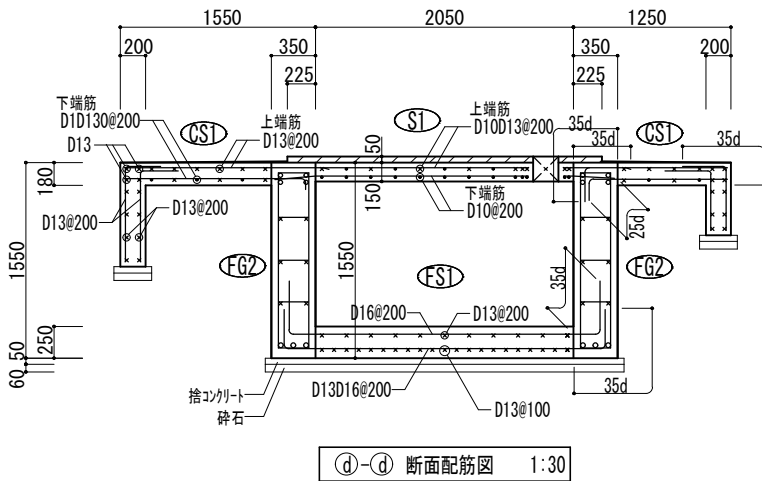
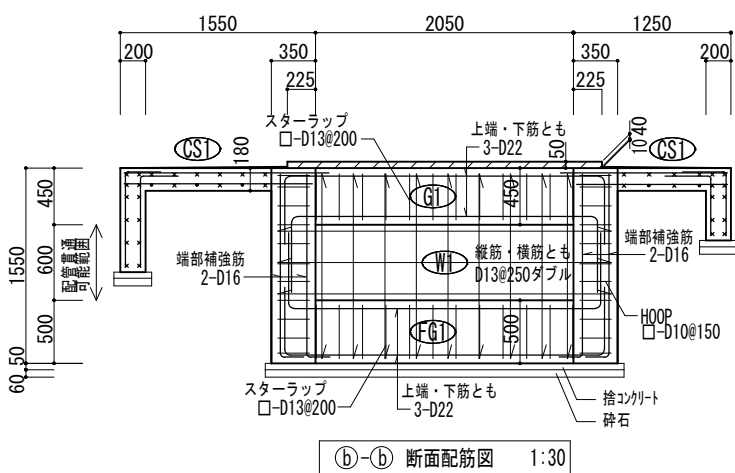
- ・巾止筋は D10-@1000以下とする。
- ・定着長は 35d以上 とする。
- ・人通孔開口補強筋は補強要領図参照。

・スリーブ開口
壁筋を切断しない場合は補強不要とする。
(孔周囲の必要かぶり厚を確保すること)

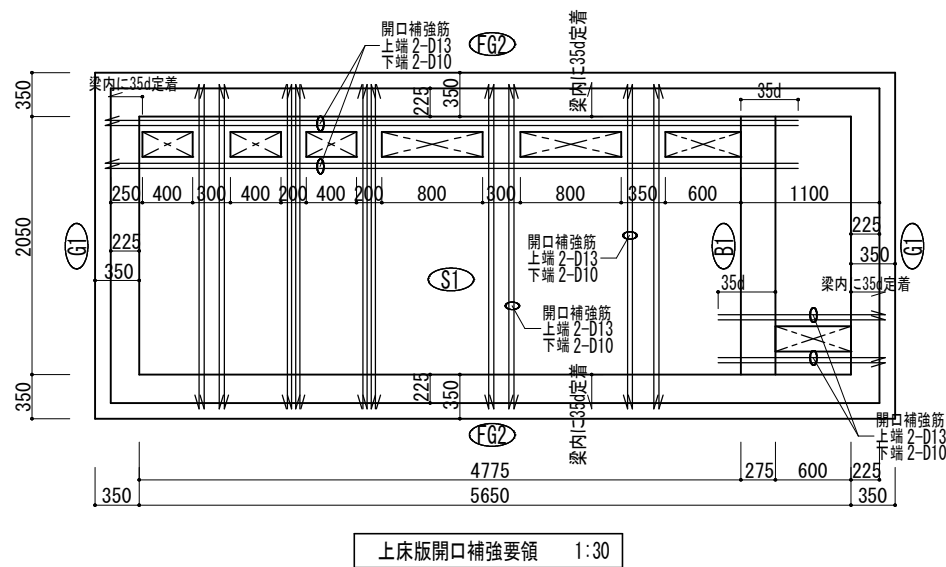
人通孔開口補強要領 1:30

特記なき限り
・S1およびCS1の定着長は 上端筋 35d以上、下端筋は 25d以上とする。
FS1およびFS2の定着長は断面配筋図参照のこと。
・CS1 水平定着できない場合は梁内に35d定着とする。

マンホール開口補強要領 1:30



小梁 B1 断面图 1:30



上床版開口補強要領 1:30

符 号	G1	FG1	FG2	CG1
位 置	全断面	全断面	全断面	全断面
断 面				
B × D	350 × 450	350 × 500	350 × 1550	350 × 450
上端筋	3-D22	3-D22	4-D22	2-D22
下端筋	3-D22	3-D22	3-D22	2-D22
スターラップ	□ —D13@200	□ —D13@200	□ —D13@200	□ —D13@200
腹 筋	—	—	6-D13	—

